

# 消費生活対策審議会第3回総会での御意見

## 1 消費者教育について

- ① 若者はSNS操作に慣れている一方で批判的に判断する力が弱く、成年年齢引下げに伴い、高校段階での教育だけでは対処しきれない可能性があるため、知識伝達にとどまらず、「疑って立ち止まる・迷ったら相談する」まで踏み込んだ支援的教育が必要
- ② 犯罪手口の高度化に対応するには、受動的教育では不十分。自ら「おかしさ」に気づく判断力を育てる学びと、相談しやすい仕組み（例：LINE相談）が重要
- ③ デジタル活用の拡大に伴い、SNS指導は発達段階別に進めるべき。
- ④ 詐欺的情報の拡散が強まる中、エシカル教育の重要性が増している。批判的思考だけではなく、他者への配慮や利他的な行動など、エシカルの本質も教育に盛り込むべき。
- ⑤ 「被害防止」の消費者教育と「消費者市民社会の実現に向けた消費者教育」は項目上分かれているが、批判的思考を持つことは被害防止にもつながるので、整理としては分かれるとしても、その連続性・連携性には配慮が必要
- ⑥ 消費者教育は「被害防止」と「消費者市民社会の実現に向けた消費者教育」の双方に現れるが、批判的思考というところは共通で、消費者市民社会という包括的な概念の下にあるもの。
- ⑦ 金融教育やAI教育もリスクを含め整理された方向性のもと行う必要がある。
- ⑧ 金融経済教育も「人生とお金の関わり」が根本にあり、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育に結び付く。

# 消費生活対策審議会第3回総会での御意見

## 2 事業者の情報開示について

- ⑨ 国の規制緩和の流れにより消費者保護が弱まる懸念があり、都として国への規制強化要請や条例による規制強化、事業者への法令以上の情報開示拡大を促すべき
- ⑩ 消費者志向経営の観点から、購入者以外にも広く情報を提供し、苦情などネガティブ情報も含めた透明性の高い情報公開が重要

## 3 不適正取引の排除について

- ⑪ 都による直接的な取組、特に不適正取引の排除が重要。また、不動産投資被害を防ぐための都のその他の部署との連携も重要
- ⑫ ダークパターンなどデジタル化の急進への対応が必要。「極悪層」と言える悪質事業者への都の直接的な対応強化も必要

## 4 消費生活相談について

- ⑬ 消費生活相談員の処遇の安定が重要
- ⑭ 消費生活相談において相談員が人にしかできない役割としてどのような役割を果たすのかの検討も必要